

諸塚村男女共同参画基本計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

宮崎県諸塚村

《 目 次 》

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと役割	1
3 計画の期間	1

第2章 基本的な考え

1 計画の基本理念	2
2 基本目標	2

第3章 計画の内容

基本目標1 男女一人ひとりが性別に関わりなくお互いを尊重し合える社会づくり	
重点分野1 男女共同参画の推進に向けた意識改革	3
基本目標2 男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり	
重点分野2 就業環境の整備	5
重点分野3 政策方針決定過程への女性参画の推進	7
基本目標3 男女一人ひとりが安心して暮らせる社会づくり	
重点分野4 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	9
重点分野5 生涯にわたる健康づくり支援	11

第4章 推進体制	13
----------	----

諸塚村男女共同参画基本計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

諸塚村では、第5次長期総合計画において、施策の柱の一つとして「男女共同参画・人権尊重社会」を位置づけ、男女共同参画社会の実現のために各種施策を推進しています。

2 計画の位置づけと役割

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において規定されている「諸塚村男女共同参画計画」として位置づけています。
- この計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第3項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村計画として位置づけます。
- 本計画は、「諸塚村総合計画」の部門別計画であり、諸塚村における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 基本的な考え

1 計画の基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現。

2 基本目標

- (1) 男女一人ひとりが性別に関わりなくお互いを尊重し合える社会づくり
- (2) 男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり
- (3) 男女一人ひとりが安心して暮らせる社会づくり

第3章 計画の内容

基本目標1 男女一人ひとりが性別に関わりなくお互いを尊重し合える社会づくり

重点分野1 男女共同参画の推進に向けた意識改革

《現状と課題》

性別に基づく固定的役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残っており、これに基づく慣習・慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。平成30年度に県が実施した県民意識の結果によれば、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識は、依然として根強く残ってはいるものの反対の考え方も増加しています。

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが固定的性別役割分担意識を見直すことや、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面で、性別に関わりなくそれぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解し、男女共同参画に関する認識を深めていけるような取り組みが必要です。

表1意識調査(平成30年県民意識調査による)

社会全体で男女は平等になっていると思うか

1 男性の方が非常に優遇されている	6.2%
2 どちらかといえば男性の方が優遇されている	50.3%
3 平等である	15.0%
4 どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.7%
5 女性の方が非常に優遇されている	1.1%
6 どちらともいえない	21.8%

「男は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定化する考え方について

1 賛成	3.7%
2 そちらかといえば賛成	14.3%
3 どちらかといえば反対	25.1%
4 反対	31.0%
5 どちらともいえない	25.9%

●施策の基本的方向 (1)理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

【具体的施策】

○男女共同参画の理解促進を図るため、県男女共同参画センター等と連携し広報・啓発に取り組みます。

○「男女共同参画週間」や「人権啓発強調月間」、「人権週間」など、機会を捉えて、男女共同参画や人権等に関する村民意識を深める広報・啓発を推進します。

指標項目	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度
村の広報紙・ホームページ等での男女参画や人権に関する啓発	年4回	年4回
男女共同参画に関する講座等の開催	—	年1回
職員や教職員を対象とした研修会	—	年1回
夏休みふれあい映画祭参加者(小中学生)	100%	100%

基本目標2 男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり

重点分野2 就業環境の整備

《現状と課題》

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度の整備は進んできましたが、継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、出産・育児・介護を理由に離職する女性が多い状況にあります。

平成27年に県が実施した県民意識調査の結果によれば、女性が結婚や出産後も職業を持ち、働き続けるために必要なこととして、「仕事と家庭の両立ができる制度の充実」や「再雇用制度を普及・促進」をあげた人も多く、多様かつ柔軟な働き方を選択できるような就業環境の整備に対する取り組みが必要です。

表2意識調査(平成27年県民意識調査による)

女性の就業継続のために必要な措置として

1 育児休業や短時間制度等の仕事と家庭の両立ができる制度を充実する	63.5%
2 結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及・促進する	61.0%
3 残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない	52.2%
4 男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする	24.5%
5 賃金の男女格差を改める	18.3%
6 昇進・昇格の男女格差を改める	11.5%
7 その他	2.9%

●施策の基本的方向 (2)子育て等支援の拡充

【具体的施策】

○育児相談や育児指導、育児サークルの活動支援など、各種育児サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。

○一時預かりや学童保育など、子育て支援の拠点や子育て支援サービスの充実を図ります。

●施策の基本的方向 (3) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援

【具体的施策】

○県男女共同参画センターが実施する女性活躍相談窓口やキャリアアップ等に資する講座等を諸塚村ホームページや広報紙等により広く提供します。

○各種能力開発等の講座に関する情報を積極的に提供します。

指標項目	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度
育児相談や育児指導等の利用者数(延べ)	48人	50人
育児相談等開催回数	年4回	年4回
放課後預かり授業の利用者数(延べ)	8,127人	8,000人
放課後預かり授業実施回数	年329回	年300回

重点分野3 政策方針決定過程への女性参画の推進(諸塚村女性活躍推進計画)

《現状と課題》

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、政策方針決定にともに参画することが極めて重要です。しかし、諸塚村における女性の政策・方針決定過程の場への参画状況を見ると、諸塚村審議会等委員の女性登用率は、令和元年度では約10%、諸塚村役場における女性管理職登用率は0%となっており、依然として少ない状況にあります。また、村の地域社会において、重要な役割を担う自治公民館長16人の内女性は0人となっています。

平成27年度に県が実施した県民意識の結果によれば、政策の企画・方針決定過程に女性の参画が少ない理由として「男性優位の組織運営」が最も多い結果となっています。

このようなことから、男女が社会の対等な構成員として共に生き生きと働き、活躍できる環境づくりが必要です。

表3(諸塚村の審議会等委員の女性委員の登用率:令和元年度)

審議会等名	委員総数	うち女性委員数	女性比率
1 諸塚村防災会議	20人	0人	0%
2 民生委員推薦会	7人	2人	28.6%
3 国民健康保険運営協議会	6人	1人	16.7%
4 損害評価会	17人	0人	0%
5 諸塚村交通安全対策会議	16人	1人	6.3%
6 公民館運営審議会	8人	2人	25.0%
7 社会教育委員会	8人	2人	25.0%
8 諸塚村国民保護協議会	25人	1人	4.0%
9 行財政改革推進委員会	12人	2人	16.7%
10 特別職報酬等審議会	7人	2人	28.6%
11 文化祭保存調査委員会	5人	0人	0%
12 総合長期計画審議会	10人	1人	10.0%
計	141人	14人	9.9%

諸塚村役場在職状況:令和元年度

在職状況	総数	うち女性数	女性比率
管理職(課長相当職)	11人	0人	0%
課長補佐相当職	9人	2人	22.2%
係長相当職	38人	22人	57.9%
計	58人	24人	41.3%

●施策の基本的方向 (4)役場や地域等における女性の参画拡大

【具体的施策】

○審議会等への女性の登用について積極的に取り組みます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

○自治公民館活動や事業者等における運営・方針決定過程への女性の参画が進むよう県男女共同参画センター等と連携をとりながら、広報・啓発に取り組みます。

○役場における女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション等により、性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。

指標項目	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度
村の審議会委員に占める女性の割合	9.9%	15.0%
村職員の係長級以上に占める女性の割合	41.3%	45.0%

基本目標3 男女一人ひとりが安心して暮らせる社会づくり

重点分野4 配偶者等からの暴力(DV)の根絶 (諸塚村要支援保護協議会設置要綱)

《現状と課題》

すべての暴力は、犯罪となる行為を含め重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者と被害者との間柄を問わず、許されるべきものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)の被害者や性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成27年度に県が実施した県民意識調査の結果によれば、配偶者等からの暴力を受けた時の相談先について「どこ(誰)にも相談しなかった」が最も多い結果となっています。

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシャルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進及び被害者の支援に行政・事業者・地域等が連携する等の取り組みが必要です。

表4(平成27年県民意識調査による)

配偶者等からの暴力を受けた時の相談先は

1 友人知人に相談した	21.7%
2 家族に相談した	15.2%
3 警察に連絡・相談した	2.2%
4 女性相談所、女性相談員に相談した	1.4%
5 医師に相談した	1.3%
6 民間の機関(弁護士会、民間シェルターなど)に相談した	1.1%
7 その他の公的な機関に相談した	0.5%
8 人権擁護委員に相談した	0.2%
9 男女共同参画センター相談員に相談した	0.2%
10 どこ(誰)にも相談しなかった	34.3%
11 その他	2.5%

●施策の基本的方向 (5)DV 防止の推進

【具体的施策】

○「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会を捉え、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けた、広報・啓発活動を推進します。

○DV を未然に防止するための広報・啓発を進めると共に、DV に関する相談窓口の周知を図ります。

指標項目	基準値 令和元年度	目標値 令和6年度
人権に関する講座等の開催数	—	年1回
人権相談所の開設	年4回	年4回

重点分野5 生涯にわたる健康づくり支援

《現状と課題》

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するにあたっての基本的な条件といえます。

特に女性は、妊娠、出産や女性特有の疾患、更年期症状を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

女性の疾病予防の観点から本村の健康受診率を見ると、子宮頸がん・乳がんとも近年は高い受診率で推移しています。また、生活習慣病の目安となる特定健診(男女)についても、70%を超える高い受診率で推移しています。

生涯にわたり心身共に健康で安心して生きるために、心身の健康に関する正しい知識の普及を図ると共にライフステージに応じた健康支援を今後も行う必要があります。

表5(子宮頸がん検診・乳がん検診・特定健診受診率の推移)

年 度	子宮がん検診	乳がん検診	特定健診
平成26年度	52.1%	0%	76.3%
平成27年度	37.3%	0%	73.8%
平成28年度	35.3%	9.4%	71.4%
平成29年度	70.9%	85.4%	66.4%
平成30年度	81.9%	80.1%	73.9%

●施策の基本的方向 (6)生涯を通じた健康の保持・増進対策の推移

【具体的施策】

- 女性がライフステージに応じた健康管理を行うことができるよう、情報提供や健康教育を推進します。
- 生活習慣病の予防、また女性特有の疾患の早期発見のため、各種健診の受診率の向上を図ります。

●施策の基本的方向 (7)性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

【具体的施策】

- リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の概念の理解を深めるための情報提供、啓発活動を取り組みます。
- 学校においてこどもの発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。

指標項目	基準値 平成30年度	目標値 令和6年度
子宮頸がん検診受診率	81.9%	85.0%
乳がん検診受診率	80.1%	85.0%
特定健診受診率	73.9%	80.0%

第4章 推進体制

1 村内の推進体制

男女共同参画に関する施策は広域多岐にわたっており、村のあらゆる分野に関係するとともに、すべての施策は男女共同参画の視点に配慮して立案、実施される必要があります。このため「諸塚村男女共同参画推進会議」において、関係かとの連絡調整、情報共有を行い、計画の円滑な推進を図ります。

2 村民との協働による計画の推進

本系計画の実効性を高めるため村民や地域活動団体等が取り組む課題の解決に向けて、連携・協働していきます。

3 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を計画的かつ総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携を図ります